

成年後見制度とは？

「成年後見制度」は、病気や障がいなどで判断能力が低下したときに、本人を支援する制度です。

＜悪徳商法や詐欺などの財産侵害にあたり、虐待などで人権を損なわれたりしないよう安全安心な生活を支援する仕組みです。＞

— 認知症になっても、障がいがあっても安心！ —

成年後見制度には「**法定後見制度**」（民法規定）と「**任意後見制度**」（任意後見契約に関する法律規定）の2つの制度があります。

法定後見制度

… 既に判断能力が低下したとき利用する方法

任意後見制度

… 判断能力があるうち、将来の不安に備える方法

成年後見制度

法定後見制度

家庭裁判所へ申立

後見類型（支援者：後見人）

保佐類型（支援者：保佐人）

補助類型（支援者：補助人）

任意後見制度

（支援者：任意後見人）

公証役場で任意後見契約

不十分

（判断能力）

充分

＜認定特定非営利活動法人＞

ふくしま成年後見センター

<http://fukushima-kouken.org>



I 対象者

1. 法定後見制度

判断能力が低下したときに認知症の高齢者や障がい者などが利用するもので次のように分けられる。

(1) **後見**：判断能力がほとんどない人

- 〔例〕・簡単なことについて、何度説明を受けても全く理解できない。
・家族の名前・自分の居場所がわからない。

(2) **保佐**：判断能力が著しく不十分な人

- 〔例〕・簡単なことについて、説明を受けると少しは理解できる。
・買物で1万円札を出したか5千円札を出したかわからない。

(3) **補助**：判断能力が不十分な人

- 〔例〕・簡単なことについて、説明を受ければほぼ理解できる。
・お米を研がずに炊いてしまう。



2. 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人になる人と支援してもらう内容について契約し、公正証書を作成する。

II 支援内容

財産管理（預貯金の管理など）と**身上監護**（日常生活での様々な契約など）に関する法律的な支援です。

1. 法定後見制度

(1) **成年後見人**

すべての法律行為（日常生活に関する行為除く）について

- ① 代理する。
- ② 取り消すことができる。

(2) **保佐人**

- ① 重要な法律行為や審判で定められた特定の法律行為について**同意・取り消し**する。
- ② 本人の同意を得て審判で定められた特定の法律行為について**代理**する。

(3) **補助人**

本人の同意を得て審判で定められた重要な法律行為について

- ① **同意・取り消し**する。
- ② **代理**する。



2. 任意後見制度

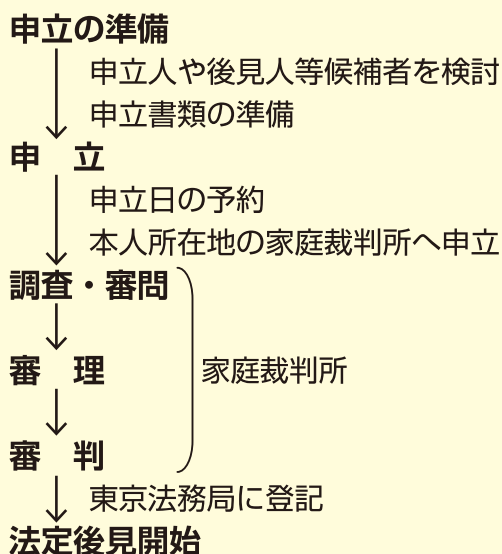
(1) 任意後見人

本人の判断能力が不十分になったら、家庭裁判所に任意後見監督人を申立し、選任されたときから任意後見人は、公正証書で予め定めておいた法律行為について代理する。

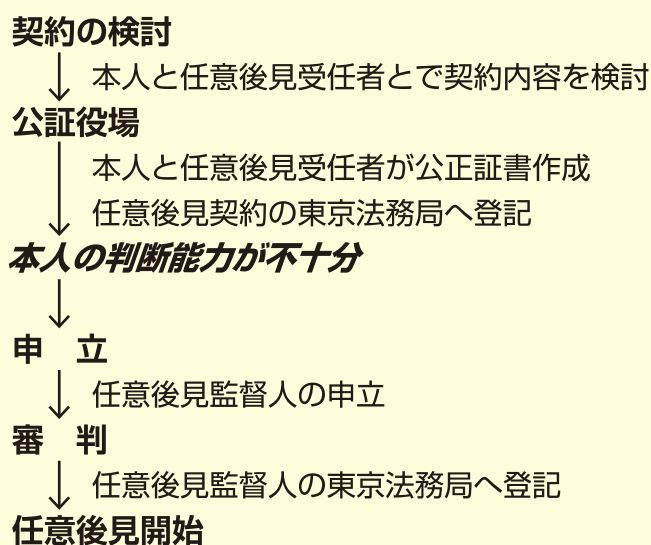
* 任意後見制度は委任契約と任意後見契約から構成される移行型が多く利用され、判断能力が不十分になる前から委任契約で任意後見受任者に財産管理等の事務を委託する方法です。

III 手 続 き

<法定後見制度>



<任意後見制度>



IV 申 立 人

1. 法定後見制度

成年後見人等の申立 … 本人、配偶者、四親等内(姻族の場合三親等内)の親族、検察官、市区町村長*

* 市区町村長申立の場合、親族確認の範囲が二親等内に緩和された。

2. 任意後見制度

任意後見監督人の申立 … 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

V 成年後見人等になる者

成年後見人等になる者は、家庭裁判所が権限に基づき決定する。成年後見人等になる者を本人との関係で分類すると次のとおりです。

- (1) 親 族 … 多い順に子、その他親族、兄弟姉妹、配偶者、親等の順である*。
- (2) 第三者 … 多い順に司法書士、弁護士、社会福祉士、その他法人（NPO等）、社会福祉協議会、行政書士、市民後見人、その他個人等である*。

* 最高裁判所によると親族が約28.1%、第三者が約71.9%（平成28年暦年）を占める。



VI 費 用

1. 申立費用

(1) 法定後見（成年後見人の申立）

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 申立手数料 | 800円 |
| ② 登記手数料 | 2,600円 |
| ③ 郵便切手 | 4,000円 |
| ④ 鑑定費用（必要に応じ） | 50,000円程度 |

(2) 任意後見（任意後見契約の作成）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 公証人費用 | 原本 11,000円、正本 3,250円、謄本 3,250円 |
| ② 収入印紙 | 2,600円 |
| ③ 郵便切手 | 500円 |



2. 報 酬

(1) 法定後見（開始後）

成年後見人等による家庭裁判所への報酬請求を受け、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支給される。

(2) 任意後見（開始後）

任意後見契約の約定報酬規定により、本人の財産から支給される。

VII 相談場所

1. 公的機関

(1) 家庭裁判所

福 島：024-534-2439 郡山：024-932-5855 会津若松：0242-26-5831
いわき：0246-22-1376 白河：0248-22-5591 田 島：0241-62-0211

(2) 公証人役場、市町村担当課、市町村地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会、弁護士会、成年後見センターリーガルサポート、社会福祉士会（ぱあとなあ）、行政書士会（コスモス）



2. ふくしま成年後見センター

本部：福島市五老内町6-4 フジコーポラス101（福島市役所正面前）

TEL 024-535-5451 FAX 024-563-7669 E-mail info@fukushima-kouken.org

(1) 常設相談所

上記（本部）：毎週火曜日、木曜日 各午後2時～6時

(2) 定期相談所

郡山：毎月第3土曜日 午後2時～4時

TEL 024-931-6987 場所：郡山市朝日一丁目13-2 降矢正美事務所（さくら通）

*事前に電話で予約して来所ください。